

議事要旨(4) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

全般的な進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 15 号の設例は、開発する日本基準にどの程度織り込まれる予定なのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 15 号の設例の中には、実務における適用上の助けになるものも見られるため、そのような設例については織り込むことが考えられるが、全体としてどのくらいの数の設例を設けるかということも検討する必要があると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開発する日本基準の強制適用までの準備期間が短い場合には、多くのガイダンスや設例の作成が必要になると考えられるため、準備期間の長さの影響も考慮して検討を進めるのがよいのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開発する日本基準の内容によって、我が国の業界の対応が大きく異なる可能性があるため、開発する日本基準の内容を検討したうえで、基準適用の準備期間がどの程度必要になるのかを検討することになると考えられる。

【論点 3】 約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 建設業における取引（設計業務と施工業務を 1 つの契約で受注する取引、複数の建物を建設する取引、解体工事と新築工事を一括して請負う取引等）について、履行義務の判断に迷うような点があると認識されているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 建設業においては様々な取引があることから、実務における適用を容易にするために、個々の取引に関するガイダンスや設例の作成が要望されている。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 我が国では、業種にかかわらず財とサービスが一体となった取引が多くなっているため、開発する日本基準の適用における実務上のばらつきを防ぐためには、履行義務単位の分割について、ガイダンスや設例を作ることが考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 複数の履行義務については、収益の認識時点が変わらない場合や重要性がない場合には、分割する必要はないと考えられるが、それをどのように開発する日本基準に含めるのかについては、難しい課題であり、今後検討する必要があると考えている。

【論点 11】顧客のための未行使の権利（商品券等）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 全国百貨店共通商品券が金融負債に該当するかどうかを検討する場合には、その他の類似の取引についても検討することとなるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員会では、ポイントなどが類似するのではないかという意見が聞かれているが、どのような取引を検討対象とするのかについては慎重に検討する必要があると考えている。

【論点 16】契約コスト

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 契約コストの減損損失の戻入れの検討にあたっては、棚卸資産の評価に関する会計基準における簿価切下額の戻入れの考え方との整合性も検討した方がよいのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 契約コストの減損損失の戻入れの日本基準との整合性については、いただいたご意見も踏まえて検討したい。

以 上